

建設工事における 総合評価落札方式の低入札価格調査について

1 現状と課題

総合評価落札方式とは、価格のみで落札者を決定せず、価格以外の要素も加えて総合的に評価し、最も優れたものを落札者とする制度。

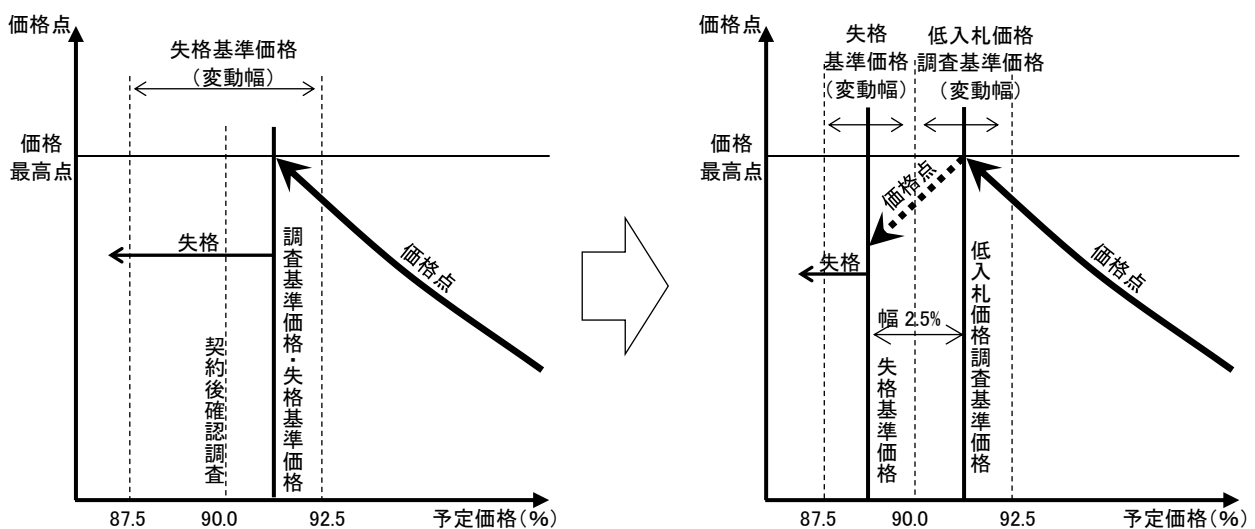
本県では、受注希望型競争入札（総合評価落札方式含む）の低入札価格調査において、変動制の調査基準価格（失格基準価格）を設け、これを下回った者は、調査を省略し失格としている。

平成 29 年 9 月 29 日付けで、総務省及び国土交通省から、「価格による失格基準の価格水準を調査基準価格と同額に設定することは、最低制限価格制度の適用と同義であることから行わないこととし、価格による失格基準と調査基準価格については、発注者の調査能力等に応じて、負担軽減にも配慮しつつ、適切な幅を設けること」と通知された。

2 見直しの内容

建設工事の総合評価落札方式において、変動制（予定価格の 90%～92.5%）の低入札価格調査基準価格を設け、失格基準価格は、調査基準価格から 2.5%相当額低く設定する。

見直しに伴い入札動向に大きな影響を与えないよう、調査基準価格未満の価格点は下図のとおり補正する。



3 実施時期

平成 30 年 4 月の公告案件から適用